

# 第1編 総論

## 第1章 市の責務，計画の位置づけ，構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

#### (1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

#### (3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

## 2 計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備え
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 事態対処の段階区分とその役割分担
- 第6編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処
- 資料編

## 3 計画の見直し、変更手続

### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、東京都知事（以下「都知事」という。）に協議し、市議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は要しない。）。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、都、近隣市区町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### (6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。なお、自然災害における避難行動要支援者支援システムを活用するとともに、自治会その他の団体等に所属していない要配慮者の情報把握にも留意して措置を実施する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法<sup>(※)</sup>の的確な実施を確保する。

※ 「国際的な武力紛争において適用される国際人道法」とは、1949年のジュネーブ諸条約、1977年のジュネーブ諸条約に対する第一追加議定書等をいう。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

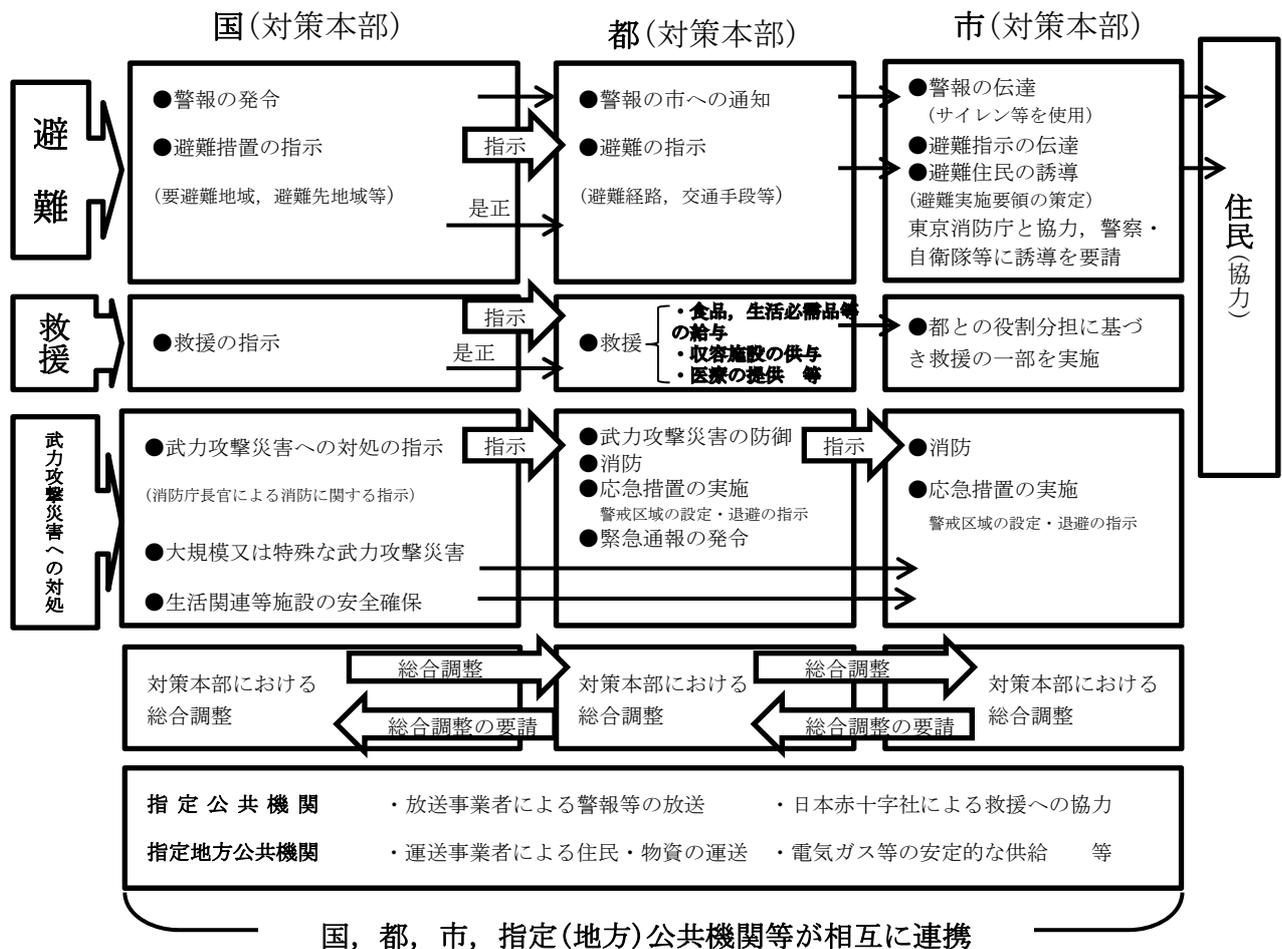
市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

#### 国民保護に関する業務の全体像



○市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
国分寺市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置，運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置，運営 4 組織・体制の整備，訓練 5 警報の内容の伝達，避難実施要領の策定，避難住民の誘導，関係機関との調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施，安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示，警戒区域の設定，消防（消防団・消防水利事務に限る。），廃棄物の処理，被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 生活基盤等の確保，その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○都の事務（都国民保護計画より）

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置，運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置，運営 4 組織・体制の整備，訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示，避難住民の誘導に関する措置，都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施，安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減，緊急通報の発令，退避の指示，警戒区域の設定，保健衛生の確保，被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活基盤等の確保，生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 指定地方行政機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
-------	-----------

関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整</li> <li>2 電波の監督管理, 監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する こと</li> <li>3 非常事態における重要通信の確保</li> <li>4 非常通信協議会の指導育成</li> </ol>
関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体に対する災害融資</li> <li>2 金融機関に対する緊急措置の指示</li> <li>3 普通財産の無償貸付</li> <li>4 被災施設の復旧事業費の査定の立会</li> </ol>
東京税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
東京労働局	被災者の雇用対策
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保</li> <li>2 農業関連施設の応急復旧</li> </ol>
関東森林管理局	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援物資の円滑な供給の確保</li> <li>2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保</li> <li>3 被災中小企業の振興</li> </ol>
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物等の保全</li> <li>2 鉱山における災害時の応急対策</li> </ol>
関東地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災時における直轄河川, 国道等の公共土木施設の応急復旧</li> <li>2 港湾施設の使用に関する連絡調整</li> <li>3 港湾施設の応急復旧</li> </ol>
関東運輸局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運送事業者への連絡調整</li> <li>2 運送施設及び車両の安全保安</li> </ol>
東京航空局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 飛行場使用に関する連絡調整</li> <li>2 航空機の航行の安全確保</li> </ol>
東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達</li> <li>2 海上における避難住民の誘導, 秩序の維持及び安全の確保</li> <li>3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入り制限区域の指定等</li> <li>4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示</li> <li>5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動, その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</li> </ol>
関東地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</li> <li>2 廃棄物処理施設等の被害状況, がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</li> </ol>
北関東防衛施設局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整</li> <li>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</li> </ol>

## ○ 自衛隊の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導，避難住民の救援，武力攻撃災害への対処，応急復旧など）

## ○ 指定公共機関・指定地方公共機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	国民保護業務計画に基づく警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 国民保護業務計画に基づく避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 国民保護業務計画に基づく旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 国民保護業務計画に基づく避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 国民保護業務計画に基づく通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	国民保護業務計画に基づく電気の安定的な供給
ガス事業者	国民保護業務計画に基づくガスの安定的な供給
日本郵便株式会社	国民保護業務計画に基づく郵便の確保
病院 その他の医療機関	国民保護業務計画に基づく医療の確保
日本赤十字社	1 国民保護業務計画に基づく医療救護 2 国民保護業務計画に基づく外国人の安否調査 3 国民保護業務計画に基づく赤十字救援物資の備蓄及び配分 4 国民保護業務計画に基づく災害時の血液製剤の供給 5 国民保護業務計画に基づくその他の救援
日本銀行	1 国民保護業務計画に基づく銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 国民保護業務計画に基づく資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 国民保護業務計画に基づく金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 国民保護業務計画に基づく金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 国民保護業務計画に基づく各種措置に係る広報 6 国民保護業務計画に基づく海外中央銀行等との連絡・調整
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	国民保護業務計画に基づく水の安定的な供給
一般信書便事業者	国民保護業務計画に基づく信書便の確保

## ○ 関係機関の連絡先（資料編）

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

### (1) 地形

国分寺市は、東経約139度28分、北緯約35度42分に位置し、都心から西北約27 k m、東京都のほぼ中央にあり、東西約5.68 k m、南北約3.86 k m、面積は11.46 k m<sup>2</sup>である。

市の東側を小金井市、南側を府中市と国立市、西側を立川市、北側を小平市に隣接している。市域の大部分は、武蔵野段丘上にあり、ほぼ平らな土地で占められているが、段丘の南端が国分寺崖線となって、一段下がる立川段丘となっている。海拔は最高約92m、最低約55mであり、崖の高さは高いところで約16メートル、低いところで約5メートル程度あり、そのため坂道が多数ある。(地形図資料編)

### (2) 気候

温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。気温及び降水量等気象概要は、資料編のとおりである。(気象概要資料編)

### (3) 人口

人口及び人口推移は、資料編のとおりである。

### (4) 道路の位置等

道路は、市北西部を東西に延びて小平市から国分寺市を通過して立川市に繋がっている都道五日市街道(主要地方道第7号線 杉並五日市線)、市中央部を南北に延びて府中市から国分寺市を通過して小平市に繋がっている都道府中街道(主要地方道第17号線 所沢府中線)、市東部を南北に延びて府中市から国分寺市を通過して小平市に繋がっている都道国分寺街道(都道第133号線 小川山府中線)があり、主要幹線道路となっている。

また、幹線的な道路のうち主なものは、市中央部で府中街道恋ヶ窪交差点から国分寺市役所前を通過して国立駅まで延びる都道第222号線(国立停車場恋ヶ窪線 市役所通り)、府中街道恋ヶ窪交差点から国分寺消防署前を通過して小金井市まで延びる都道第134号線(恋ヶ窪新田三鷹線 連雀通り)、市東部で国分寺駅から都立武蔵国分寺公園前を通過して国立市まで延びる都道第145号線(立川国分寺線 多喜窪通り)がある。(道路地図資料編)

### (5) 鉄道の位置等

鉄道は、JR中央線が都心から八王子市方面、東西方向にのびており、また、JR武蔵野線が南北に延びており、南は府中市、北はさいたま市方面に繋がっている。

西武多摩湖線、国分寺線が、国分寺駅から北に延びて所沢方面へ接続している。

(市内のJR, 私鉄各駅の乗降者数, 鉄道地図資料編)

(6) 消防

市は, 消防団事務及び消防水利事務を除く消防事務を東京消防庁に委託している。

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急対処事態4類型を対象とする。また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

\* N：核（物質）Nuclear B：生物剤Biological C：化学剤Chemical

### 1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態<sup>(\*)</sup>として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

事態類型	特徴
① 着上陸侵攻  ・多数の船舶、航空機等をもって沿岸部等に着上陸して、我が国の国土を占領する攻撃	<攻撃目標となりやすい地域> ◎ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 ◎ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には、特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。 <想定される主な被害> ◎ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物取扱施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 <被害の範囲・期間> ◎ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 <事態の予測・察知> ◎ 攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。
② ゲリラや特殊部隊による攻撃  ・比較的少人数の特殊	<攻撃目標となりやすい地域> ◎ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 <想定される主な被害>

<sup>(\*)</sup> 武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

<p>部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃</p>	<p>◎ 少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。</p> <p>《被害の範囲・期間》</p> <p>◎ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。</p> <p>《事態の予測・察知》</p> <p>◎ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</p>
<p>③ 弾道ミサイル攻撃</p> <p>・弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <p>◎ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</p> <p>《想定される主な被害》</p> <p>◎ 通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>《被害の範囲・期間》</p> <p>◎ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。</p> <p>《事態の予測・察知》</p> <p>◎ 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。</p>
<p>④ 航空攻撃</p> <p>・爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <p>◎ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となる可能性もある。</p> <p>《想定される主な被害》</p> <p>◎ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>《被害の範囲・期間》</p> <p>◎ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>《事態の予測・察知》</p> <p>◎ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは、比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p>

## 2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態<sup>(\*\*)</sup>として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

### (1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

### (2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

事態類型	特徴
① 危険物質を有する施設への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被爆するとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被爆する。(都内には原子力事業所等は存在しない。)</li> <li>◎ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。(都内には石油コンビナートは存在しない。)</li> <li>◎ 危険物積載車等への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による付近住民への被害が発生するとともに、鉄道や道路の閉塞、環境汚染など社会経済活動に支障が生ずる。</li> <li>◎ ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害(水害)は多大なものとなる。</li> </ul>
② 大規模集客施設等への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 大規模集客施設(ターミナル駅、大規模な商業施設、研究施設など)や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</li> </ul>
③ 大量殺傷物質による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 「3 NBCを使用した攻撃」(次頁)と同様の被害を発生させる。</li> </ul>
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変化する。</li> <li>◎ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生する恐れがある。</li> <li>◎ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。</li> </ul>

(\*\*) 緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

### 3 NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態，緊急処理事態の各類型において，NBC攻撃（核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。）が行われることも考慮する。

事態類型	特徴
① 核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 核兵器を用いた攻撃による被害は，当初は主に核爆発に伴う熱線，爆風及び初期核放射線によって，その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。</li> <li>◎ ダーティボムは，爆薬と放射性物質を組み合わせたもので，核兵器に比して小規模であるが，爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。</li> <li>◎ 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。</li> <li>◎ 原因となる放射性物質や放射線種の特定が困難である。</li> </ul>
② 生物兵器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 人に知られることなく散布することが可能である。</li> <li>◎ 生物兵器が使用されたと判明したときには，感染者が移動することにより，二次的な感染を引き起こし，広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。</li> <li>◎ 生物兵器としては，一般的に，天然痘，炭疽菌，ペスト等があげられる。</li> </ul>
③ 化学兵器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 急性症状を有する死傷者が発生するが，原因物質の特定は困難である。</li> <li>◎ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合，多数の死傷者が発生する可能性がある。</li> <li>◎ 地形・気象等の影響を受けて，風下方向に拡散し，空気より重いサリン等の神経剤は地を這うように広がる。</li> <li>◎ 特有のにおいがあるもの，無臭のもの等，その性質は化学剤の種類によって異なる。</li> <li>◎ 化学兵器としては，一般的に，サリン，VXガス，マスタードガス，イペリット等があげられている。</li> </ul>